

訪問
看護師訪問
介護員

の

安全確保・離職防止対策 のための 補助金

兵庫県では、平成 26 年に実施された暴力に関する調査で、利用者等から**暴力を受けた経験のある訪問看護師が 5 割を超えていた**ことを踏まえ、訪問看護師・訪問介護員の安全確保・離職防止を図るため、県と市で共同して、利用者等からの暴力行為などで 2 人以上の訪問が必要な場合の支援を実施しています。

1 2 人訪問の費用補助

[詳細裏面](#)

看護師等	4,020 円 (1 回あたり 30 分以上)
看護師等と 看護補助者	3,170 円 (1 回あたり 30 分以上)
訪問介護	3,960 円 (1 回あたり 30 分以上)

2 ハラスメント対策取り組み費用補助

[詳細裏面](#)

訪問介護

21,500 円

1 2人訪問の費用補助

補助の内容

訪問看護師、訪問介護員が訪問サービスを提供する際に、利用者や家族からの暴力行為などで2人以上の訪問が必要なケースで、利用者・家族の同意が得られず、介護報酬上の2人訪問加算が算定できない場合に加算相当額の一部を補助

補助対象

- ・兵庫県内の指定訪問看護事業所、指定訪問介護事業所
- ・介護保険法に基づく指定訪問看護、指定訪問介護のサービスを提供

補助基準額

訪問者等に応じた以下の表の額（1回あたり）

負担割合

県 1/3、市町 1/3、事業所 1/3

時間	30分未満	30分以上
看護師等	2,540円	4,020円
看護師等と看護補助者	2,010円	3,170円

時間	20分未満	20～30分未満	30分以上
訪問介護	1,670円	2,500円	3,960円

実施市町

(令和3年3月時点)

神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、相生市、豊岡市、加古川市、赤穂市、三木市、川西市、小野市、三田市、加西市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、宍粟市、猪名川町、播磨町、市川町、福崎町、神河市、佐用町

2 ハラスメント対策取り組み費用補助

補助の内容

2人訪問できる体制確保が困難な事業所において、1人訪問時の安全対策を行った場合の費用補助

補助対象経費

警備保障会社によるセキュリティシステム導入に必要な機器購入費
※基本料金、月額料金、ガードマン出勤料金は対象外

補助対象

- ・兵庫県内の指定訪問看護事業所、指定訪問介護事業所、定期巡回事業所
- ・介護保険法に基づく指定訪問看護、指定訪問介護のサービスを提供

補助額

21,500円

負担割合

県 1/3、市町 1/3、事業所 1/3

実施市町

(令和3年3月時点)

神戸市、姫路市、加古川市、三田市、南あわじ市、猪名川町

**補助金を利用する場合、
補助事業の実施市町の介護保険担当課にお問い合わせください。**

事業所がある市町が補助事業を実施していない場合

市町の介護保険担当課は、事業所から暴力等の相談があるなど実際のニーズが確認されれば、予算化に向けて検討される場合がありますので、一度市町へご相談ください。

暴力の発生時には、以下もご活用ください

- (1) 訪問看護師・訪問介護員が受ける暴力等対策マニュアル
- (2) ハラスメントに関する研修の手引き等
(厚生労働省老健局 HP)
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html

- (2) 訪問看護師・訪問介護員への暴力等お困り相談ひょうご
月～金 13時～16時（休祝日・年末年始を除く）

TEL **078-371-4165**